

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 （1）営業損害（別紙記載ホダ木にかかる営業損害）
（2）追加的費用（平成22年度調達ホダ木5, 250本及び平成23年度調達ホダ木5, 429本分に係る廃棄費用）
損害期間 （1）について、平成23年3月11日より平成31年12月31日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金9, 970, 314円の支払義務があることを認める。

（内訳）

（1）営業損害	9, 335, 785円
（2）追加的費用	634, 529円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。なお、申立人と被申立人は、第1項（1）記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決

センターに交付する。
平成25年3月28日

(仲介委員 戸部秀明)

別紙

- 1 平成23年調達不足分ホダ木
平成24年植菌予定 平成26年収穫開始予定 収穫耐用年数5年（平成30年度まで）
- 2 平成24年調達不足分ホダ木
平成25年植菌予定 平成27年収穫開始予定 収穫耐用年数5年（平成31年度まで）